

～有期労働契約社員を雇用している事業主（団体）のみなさまへ～

労働契約法の「無期転換ルール」へのご対応はお済みですか？

以下のようなお悩みや疑問点について、専門の「有期特措法高齢者認定調査員」がアドバイスや資料の提供を無料でを行い、解決のお手伝いをさせていただきます。



- 「無期転換ルール」により有期契約労働者から正社員になれると聞きましたが、本当でしょうか？
- 無期転換後の労働条件や就業規則の規定の仕方はどうすればいいのかわからない。注意すべきことはあるの？
- 定年後引き続き雇用されている社員など「無期転換ルール」に関する特例が認められる場合があると聞いたけど具体的にはどうすればいいのかわからない。（有期雇用特別措置法）

会社さまへの個別訪問、団体さま向け研修会の講師など会社や団体の自主的な取組みをお手伝いいたします。

ご利用を希望される方は、下記「利用申込書」にご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。

有期特措法高齢者認定調査員利用申込書			
石川労働局 雇用環境・均等室行き		FAX 076-221-3087	
会社名 (団体名)		業種	
住所		電話番号	
ご担当者役職・氏名			
ご利用希望事項に○をご記入ください			
1. 事業場個別訪問（希望日 平成 年 月 日）			
2. セミナー等の講師			
3. 資料（パンフレット・好事例等）の提供			
4. その他（ ）			
助言・相談、講師派遣を求める内容（簡単にご記入ください。）			
.....			
.....			

お問い合わせは、

石川労働局 雇用環境・均等室 （〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F
電話 076-265-4429）までお願いいたします。